

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（かんがい排水事業）泉池地区）を行うことについて令和4年3月31日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和4年4月15日から同年5月6日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

香川県知事 浜 田 恵 造